

○新座市民会館条例

昭和54年3月26日

条例第1号

注 平成5年4月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、新座市民会館（以下「会館」という。）を設置する。

(平24条例31・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市民会館	新座市野火止一丁目1番2号
ふるさと新座館ホール	新座市野火止六丁目1番48号

(平24条例31・追加)

(業務)

第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ホール、楽屋、リハーサル室、会議室、和室及び駐車場並びに附属設備（ふるさと新座館ホールにあつてはホール、楽屋、リハーサル室及び附属設備に限る。以下「施設等」という。）の利用に関する事。
- (2) その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(平24条例31・旧第2条線下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(平26条例21・追加、平29条例17・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設等の利用の許可に関する事。
- (2) 施設等の維持管理に関する事。

(3) 第3条第2号に規定する事業に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務に関すること。

(平26条例21・追加、平29条例17・一部改正)

(職員)

第6条 会館に必要な職員を置くことができる。ただし、第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、この限りでない。

(平11条例29・一部改正、平24条例31・旧第3条線下、平26条例21・旧第4条線下・一部改正、平29条例17・一部改正)

(休館日)

第7条 会館の休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
新座市民会館	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
ふるさと新座館ホール	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時を除く。) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長(第4条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあつては、指定管理者)(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、会館の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者は、市長の承認を得なければならない。

(平24条例31・追加、平26条例21・旧第5条線下・一部改正、平29条例17・令2条例59・一部改正)

(利用時間)

第8条 会館の施設等の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、会館の施設等の利用時間を変更することができる。この場合において、指定管理者は、市長

の承認を得なければならない。

(平5条例12・一部改正、平24条例31・旧第5条線下、平26条例21・旧第6条線下・一部改正)

(利用期間)

第9条 会館の施設等を引き続き利用することができる期間は、次のとおりとする。

- (1) ホール、楽屋、リハーサル室 5日
- (2) 会議室、和室 5日
- (3) 駐車場 1日
- (4) 附属設備 その都度必要な期間

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、会館の施設等を引き続き利用することができる期間を変更することができる。この場合において、指定管理者は、市長の承認を得なければならない。

(平24条例31・旧第6条線下、平26条例21・旧第7条線下・一部改正)

(利用の許可)

第10条 会館の施設等を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(平24条例31・旧第7条線下、平26条例21・旧第8条線下・一部改正)

(利用許可の制限)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を許可しない。

- (1) 会館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があるとき。

(平5条例12・一部改正、平24条例31・旧第8条線下、平26条

例 2 1 ・旧第 9 条繰下 ・一部改正)

(利用権利譲渡の禁止)

第 1 2 条 第 1 0 条第 1 項の許可を受けた者 (以下「利用権利者」という。) は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 2 4 条例 3 1 ・旧第 9 条繰下 ・一部改正、平 2 6 条例 2 1 ・旧第 1 0 条繰下 ・一部改正)

(特別の設備等)

第 1 3 条 利用権利者は、会館の使用に当たり、設備等特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(平 2 4 条例 3 1 ・旧第 1 0 条繰下、平 2 6 条例 2 1 ・旧第 1 1 条繰下)

(遵守事項及び管理者の指示)

第 1 4 条 管理者は、会館の利用者の遵守事項を定め、会館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(平 2 4 条例 3 1 ・旧第 1 1 条繰下、平 2 6 条例 2 1 ・旧第 1 2 条繰下 ・一部改正)

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 1 5 条 管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(平 5 条例 1 2 ・一部改正、平 2 4 条例 3 1 ・旧第 1 2 条繰下、平 2 6 条例 2 1 ・旧第 1 3 条繰下 ・一部改正)

(原状回復)

第 1 6 条 利用権利者は、会館の施設等の利用を終わつたときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第 1 項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

2 利用権利者が前項の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、

これに要した費用は利用権利者の負担とする。

(平24条例31・旧第13条繰下、平26条例21・旧第14条繰下・
一部改正)

(損害賠償の義務)

第17条 利用者若しくは入場者が故意若しくは過失により会館の施設等をき損し、又は滅失したときは、利用権利者はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(平24条例31・旧第14条繰下、平26条例21・旧第15条繰下)

(入館の禁止等)

第18条 管理者は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命じることができる。

(平24条例31・旧第15条繰下、平26条例21・旧第16条繰下・
一部改正)

(販売行為等の禁止)

第19条 会館の敷地内及び会館内において、物品の販売その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(平24条例31・旧第16条繰下、平26条例21・旧第17条繰下)

(使用料)

第20条 利用権利者は、利用の許可の際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は別に規則で定める。

(平24条例31・旧第17条繰下、平26条例21・旧第18条繰下、
平27条例22・一部改正)

(使用料の減免)

第21条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平24条例31・旧第18条繰下、平26条例21・旧第19条繰下)

(使用料の還付)

第22条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当す

るときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

(平5条例12・一部改正、平24条例31・旧第19条繰下、平26条例21・旧第20条繰下)

(利用料金)

第23条 第20条の規定にかかわらず、第4条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における当該会館に係る利用権利者は、利用の許可の際にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、第20条第1項の使用料の額（附属設備にあつては、同条第2項の使用料の額）の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第21条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平27条例22・追加、平29条例17・一部改正)

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で別に定める。

(平8条例7・旧第21条繰上、平11条例29・旧第20条繰下、平17条例43・旧第21条繰上、平24条例31・旧第20条繰下、平26条例21・旧第21条繰下、平27条例22・旧第23条繰下)

附 則

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第6号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第12号）

1 この条例は、平成5年6月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の新座市民会館条例の規定により夜間又は全日の利用許可を受けている者は、改正後の新座市民会館条例の規定により夜間又は全日の利用許可を受けたものとみなす。

附 則（平成6年条例第9号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市民会館条例別表の3使用料の加算等の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る利用から適用し、同日前に利用許可を受けた利用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第29号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第22号）

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第43号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）抄

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市民会館条例の規定、第2条の規定による改正後の新座市老人福祉センター条例の規定並びに第3条の規定による改正後の新座市男女共同参画推進プラザ条例及び新座市生涯学習センター条例の規定は、平成24年7月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第37号）抄

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新座市立公民館条例別表の規定、第2条の規定による改正後の新座市道路占用料徴収条例第3条第2項の規定、第3条の規定による改正後の新座市都市公園条例別表第4第1号の表及び第2号の表の規定、第4条の規定による改正後の新座市民会館条例別表の規定、第5条の規定による改正後の新座市立中学校校庭夜間照明施設条例第11条第1項の規定、第6条の規定による改正後の新座市営墓園条例別表第2号の表の規定、第7条の規定による改正後の新座市自転車等駐車場条例別表の規定、第8条の規定による改正後の新座市コミュニティセンター条例別表の規定、第9条の規定による改正後の新座市立集会所条例別表第2の規定、第10条の規定による改正後の新座市スポーツ施設条例別表第3第1号の表及び第2号の表の規定、第11条の規定による改正後の新座市手数料条例別表第10号の表及び第11号の表の規定、第12条の規定による改正後の新座市男女共同参画推進プラザ条例別表の規定、第13条の規定による改正後の新座市生涯学習センター条例別表の規定並びに第14条の規定による改正後の新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収納する使用料等について適用し、同日前に収納した使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第21号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の新座市民会館条例の規定により利用の許可を受けているものは、改正後の新座市民会館条例の規定により利用の許可を受けたものとみなす。
- 3 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第17号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の新座市民会館条例の規定により利用の許可を受けているものは、改正後の新座市民会館条例の規定により利用の許可を受

けたものとみなす。

- 3 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年条例第5号）抄

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 4 第2条の規定による改正後の新座市立公民館条例の規定、第3条の規定による改正後の新座市道路占用料徴収条例の規定、第4条の規定による改正後の新座市都市公園条例の規定、第5条の規定による改正後の新座市民会館条例の規定、第8条の規定による改正後の新座市営墓園条例別表第2号の表の規定、第9条の規定による改正後の新座市自転車等駐車場条例の規定、第10条の規定による改正後の新座市コミュニティセンター条例の規定、第11条の規定による改正後の新座市立集会所条例の規定、第12条の規定による改正後の新座市スポーツ施設条例の規定、第13条の規定による改正後の新座市男女共同参画推進プラザ条例の規定、第14条の規定による改正後の新座市生涯学習センター条例の規定及び第15条の規定による改正後の新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に収納する使用料等について適用し、同日前に収納した使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第59号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

（平25条例37・全改、平26条例21・平31条例5・一部改正）

1 新座市民会館

施設等		使用料（単位 円）			
		午前 （午前9時～ 正午）	午後 （午後1時～ 午後4時30 分）	夜間 （午後5時3 0分～午後9 時30分）	全日 （午前9時～ 午後9時30 分）
ホール(大)	平日	20,950	41,900	52,380	104,760
	祝日等	31,420	52,380	62,850	125,710
ホール(中)	平日	8,380	14,660	19,900	40,850

	祝日等	10,470	18,850	26,180	53,420
楽屋1		520	520	520	1,360
楽屋2		520	520	520	1,360
楽屋3		520	520	520	1,360
リハーサル室		830	1,250	1,670	3,350
第1会議室		2,610	3,140	4,180	8,380
第2会議室		1,040	1,570	2,090	4,180
第3会議室		1,040	1,570	2,090	4,180
第4会議室		520	730	940	1,780
第5会議室		520	730	940	1,780
和室		1,040	1,570	2,090	4,180

備考

- 1 祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、祝日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用する場合は、この表の使用料に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、この表の使用料に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールを練習又は準備のみに利用する場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間を超過した場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を加算する。
- 6 この表により算出して得た使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 ふるさと新座館ホール

施設等	使用料（単位 円）			
	午前 （午前9時～ 正午）	午後 （午後1時～ 午後4時30 分）	夜間 （午後5時30 分～午後9 時30分）	全日 （午前9時～ 午後9時30 分）

ホール	平日	6, 280	11, 520	14, 660	30, 380
	祝日等	8, 380	14, 660	19, 900	39, 800
楽屋1		520	520	520	1, 360
楽屋2		520	520	520	1, 360
リハーサル室		620	940	1, 250	2, 510

備考

- 1 祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、祝日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用する場合は、この表の使用料に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、この表の使用料に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールを練習又は準備のみに利用する場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間を超過した場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を加算する。
- 6 この表により算出して得た使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。